

5. 税金

◆税金の種類

日本の税金は大きく分けて国に納める国税と、都道府県・市区町村に納める地方税があります。国税の代表的なものは、所得税で、住民税や自動車税は地方税です。

長浜市へ納める税金は、次のとおりです。

税金の種類	納税義務者	備考
市県民税 (住民税)	1月1日現在、市内に住所があり前年中に一定の所得があった人	・税額は、前年の収入をもとに所得に応じて計算します。 ・毎年2月中旬から3月中旬の所得申告の時期に申告書を提出してください。 ただし、給与収入のみのサラリーマンで年末調整済みの人または、所得税の確定申告をした人は、申告の必要はありません。
法人市民税	市内に事務所、事業所を持つ法人など	・事業年度の終了から2ヶ月以内に申告書を提出し納税してください。
固定資産税	1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有する人 ※償却資産：会社や個人で工場や商店などを経営している人がその事業のために用いる機械・器具・備品などのこと。(農業も含む)	・家屋を取り壊したり、店舗から住宅へ、住宅から店舗へ改装するなど家屋の用途を変えたりすると、翌年度以降の課税額が変わる場合があるので、該当する場合は速やかに連絡ください。 ・償却資産の所有者は毎年1月31日までに申告してください。
都市計画税	1月1日現在、市内の市街化区域にある土地・家屋を所有する人	・固定資産税とあわせて賦課徴収します。
軽自動車税 (種別割)	4月1日現在、バイク、軽自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)などを所有している人	・転売や廃車などの異動があった場合は、忘れずに関係機関へ届け出てください。 ・普通自動車などをお持ちの場合は、県から普通自動車税(種別割)の請求があります。
たばこ税	製造たばこの製造者・特定販売業者・卸売販売業者。※たばこの小売定価にはすでに市たばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは、たばこの消費者です。	たばこは市内で買しましょう。
入湯税	鉱泉浴場(温泉など)を利用する入湯客	・宿泊の場合：入湯客1日あたり150円 ・日帰り：入湯客1日あたり75円

（１）市県民税（住民税）

- ・個人の 前年（1/1～12/31）の所得に対して、その年の1月1日現在に住所（住民登録）がある市町村に納める税金です。

（２）市県民税の申告受付

- ・申告受付については、毎年2月中旬から3月中旬までの間、税務課、北部合同庁舎および各支所で行います。日程、会場など詳しくは広報などでお知らせします。

（３）固定資産税・都市計画税

- ・固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」）に土地、家屋、償却資産（これらを「固定資産」といいます。）を所有している人がその固定資産の所在する市町村に納める税金です。
- ・都市計画税は、都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋に課税される税金です。固定資産税とあわせて納めていただきます。



【土地・家屋価格などの縦覧】

- ・固定資産税の納税者は、自分の所有以外の土地や家屋の評価額について見るができます（ただし、所有者、税額は見ることができません）。期間は毎年4月1日から第1期納期限の日（5月末）までです（手数料は無料です）。

（４）軽自動車税（種別割）

- ・毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車・小型特殊自動車を所有している人に課税されます。廃車手続きが4月1日を過ぎると、その年度は課税されますのでご注意ください。
- ・しょうがいのある人などは、軽自動車税（種別割）が減免になる場合がありますので、お問い合わせ下さい。
- ・車検には納税証明書が必要です。納付書による現金納付の人は領収書と証明部分を、口座振替納付の人は市役所から送られる納税証明書を保管しておいてください。



(5) 納税

- ・市税の納付は、本庁舎、北部合同庁舎、各支所、取扱金融機関、コンビニエンスストアの窓口での納付のほか、各種キャッシュレス決済を利用して納めることができます。

◆市税の納期限

主な市税の納期限は、次に示す各月の末日です。ただし、末日が土・日・祝日の場合は翌日になります。納期限を過ぎると督促手数料および延滞金を加算して納付いただきます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税（普通徴収）			1期			2期		3期		4期		
固定資産税/都市計画税		1期		2期			3期		4期			
軽自動車税（種別割）		全期										

◆納付の方法

1 口座振替

- ・口座振替納付は手数料が不要で、納税に出向く必要や納め忘れの心配もなく、安全・便利・確実です。納税は、口座振替をぜひご利用ください。
- ・口座振替の申込みは、取扱金融機関、税務課、北部合同庁舎くらし窓口課および各支所で受け付けます。
- ・次の金融機関などで口座振替および窓口納付ができます。

滋賀銀行	大垣共立銀行	長浜信用金庫	関西みらい銀行
京都銀行	北びわこ農業協同組合	レーク伊吹農業協同組合	滋賀県信用組合
近畿労働金庫	滋賀県民信用組合	ゆうちょ銀行・郵便局	

2 コンビニでの納付（税額が30万円未満のものに限ります）

- ・納付書にバーコードがあるものは、次のコンビニエンスストアでも納付できます。

セブン-イレブン	ローソン	ファミリーマート	ミニストップ	デイリーヤマザキ
ヤマザキデイリーストア	スリーエイト	コミュニティ・ストア	ポプラ	生活彩家
くらしハウス	ニューヤマザキデイリーストア	MMK設置店※		

※市内のMMK（マルチメディアキオスク）設置店は、イオン長浜店です。

3 キャッシュレス決済による納付

- ・カメラ付きスマートフォンにてバーコードを読み込むことで、次のサービスを利用して、各種キャッシュレス決済により24時間いつでもどこでも納付できます。

決済方法	
LINE Pay	d払い
PayPay	au PAY
モバイルレジ	Jcoin
楽天銀行	PayB

・必要なもの

- ①バーコード付きの納付書（税額が30万円以下のもの）
- ②必要なアプリをインストールしたインターネット通信が可能なカメラ付きスマートフォン

※利用方法等については長浜市ホームページをご覧ください。

(<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000009435.html>)

※QRコードを使った納付については、地方税お支払いサイト
をご覧ください。

(<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser?id=howto>)



市 HP



地方税
お支払いサイト

◆国外に転出される方

- ・市税等の納税義務は、出国することで消滅するわけではありません。出国までに未納の市税等を納付いただくか、税務課に「納税管理人」を届け出るようお願いします。

(6) 納税証明書・所得（課税）証明書

◆市役所窓口での交付

- ・市民課、北部合同庁舎くらし窓口課および各支所の窓口で交付できます。
- ・以下のものを窓口までお持ちください。

- ①来庁者の本人確認書類（免許証、保険証等）
- ②委任状

※本人または同世帯のご家族以外の方が来庁される場合、証明書が必要な方から来庁者に対しての委任状が必要です。

- ③交付手数料（1通につき300円）

◆コンビニ等 マルチコピー機での交付

- ・マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニなどに設置されているマルチコピー機で、最新年度を含む5年間分の所得（課税）証明書を取得できます。
- ・以下のものをご用意し、マルチコピー機を操作してください。

- ①証明書が必要な方のマイナンバーカード
- ②マイナンバーカードの暗証番号
- ③交付手数料（1通につき150円）

税に関するお問い合わせ先 税務課		
市県民税	市民税第一係	65-6524
軽自動車税・納税	市民税第二係	65-6508
固定資産税	資産税第一係・資産税第二係	65-6523